

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）午後3時00分～午後3時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 4階合同委員会室
3. 出席委員 農業委員13名

| 農業委員 | 氏名 | 農業委員 | 氏名 | 推進委員 | 氏名 |
|------|-------|------|-------|------|----|
| 1 | 森本 輝雄 | 8 | 中江 彰 | 1 | |
| 2 | 今村平治郎 | 9 | 上田美加子 | 2 | |
| 3 | 鶴山 久雄 | 10 | 前田 全計 | 3 | |
| 4 | 小川 隆興 | 11 | 藤岡 秀信 | 4 | |
| 5 | 奥本 正嗣 | 12 | 弓場 一郎 | | |
| 6 | 木下 浩明 | 13 | 本郷 保則 | | |
| 7 | 梅田 昌宏 | | | | |

4. 欠席委員 (4名) 岡本、寺田、稲岡、吉岡

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明

3) 使用貸借権の消滅について

4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から5月の定例委員会を開催致します。本日は、委員13名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。新型コロナウイルス感染症対策として、委員の過半数だけで出席願う方法を取りたかったのですが、議案の中に委員の親族が申請人となっている案件がございますので、本日は、推進委員さんのみ欠席いただいています。
(会長あいさつ)

- 議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
(異議なしの声有り)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に9番、上田委員さんと
10番、前田委員さんのお二人を指名致します。
続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、
よろしくお願い致します。
- 議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。
まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。
本件は、農地を農地として耕作するため売買による所有権移転の異動でございます。
番号1番、申請地、大字池田 □□番(田) □□□□㎡、
譲受人、大字野口、□□□□、譲渡人、大阪市城東区、□□□□、
売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。
譲受人の耕作地面積は、10,563㎡と下限面積は満たしております。
場所は、調査順序表第2番目、陵西小学校北側池田バス停より□へ約□□□mの
ところであります。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は
いずれも具備致しております。
続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条
第2項の検討結果について説明させていただきます。
まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地
を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、
又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から
見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回
取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支
障がないものと判断致します。
次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につい
ては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲
受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。
また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容
及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がな
いものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれ
にも該当しないため、許可用件のすべてを満たすものと判断致します。
ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意
見、ご質問等ございませんか。
(なしの声有り)
- 議 長 質問がないようですので採決致します。
それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお
願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

事務局長 続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。
本件は、市街化調整区域の農地を売買により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。
番号1番、申請地、大字秋吉□□番1（田）現況（田）□□□㎡、
譲受人、檀原市、□□□□□□□□□□
譲渡人、大字秋吉、□□□□、
申請地は、売買による所有権移転により、一戸建専用住宅（3戸）及び水路用地への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、県道大和高田御所線秋吉交差点より□□に約□□□mのところにあります。以上、議第2号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。
この案件につきましては、妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。申請地の農地区分は、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。
まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。
次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取により、許可後より着手し約5ヶ月で完成との計画でありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。
(なしの声有り)

議長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。
議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。
続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。
本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。
番号1番、申請地、大字有井□□□番1（畑）□□□㎡、
借受人、大字有井、□□□□、貸出人、千葉市、□□□□、
解約理由は、売却するためでございます。

以上、議第3号につきましては、1件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議長 他に質問がないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは続いて議第4号を議題と致しますが、梅田委員さん、木下委員さん、中江委員さんは、ご自身又は親族が申請人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお関係議案終了後に入室して頂きます。(梅田委員 木下委員 中江委員 退席) それでは事務局より説明願います。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、

利用権を設定する者、大字根成柿、□□ □

利用権を設定する農地、大字根成柿、□□番 (田) □□□㎡、
大字根成柿、□□□番1 (田) □□□㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和2年6月1日から令和5年5月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、

利用権を設定する者、大字池田、□□□□、

利用権を設定する農地、大字大谷、□□□番地 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年6月1日から令和5年5月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、

利用権を設定する者、大字築山、飯田□□□□、

利用権を設定する農地、大字池田、□□番地6 (田) □□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和2年6月1日から令和8年5月31日までの6年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、

利用権を設定する者、大字奥田、□□□□、

利用権を設定する農地、大字奥田、□□番地 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は市の公告日の翌日より令和5年4月30日までの約3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、

利用権を設定する者、大字大谷、□□□□

利用権を設定する農地、大字大谷、□□□番 (田) □□□□㎡、
大字大谷、□□□番 (田) □□□㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、

令和2年6月1日から令和5年5月31日までの3年間でございます。
整理番号6番、利用権の設定を受ける者、南陽町、□□□□、
利用権を設定する者、大字出、□□□□、
利用権を設定する農地、大字出、□□番1（田）□□□㎡、
利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、
市の公告日の翌日より令和8年3月31日までの約6年間でございます。
整理番号7番、利用権の設定を受ける者、御所市、□ □□、
利用権を設定する者、大字田井、□□ □、
利用権を設定する農地、大字田井、□□番2（田）□□□㎡、
利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は
令和2年6月1日から令和5年5月31日までの3年間でございます。
整理番号8番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、
利用権を設定する者、桜井市、□□□□□、
利用権を設定する農地、大字吉井、□番1（田）□□□□㎡、
利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は
令和2年6月1日から令和5年5月31日までの3年間でございます。
整理番号9番、利用権の設定を受ける者、大字田井、□□□□、
利用権を設定する者、大字田井、□□ □、
利用権を設定する農地、大字田井、□□□番6（田）□□□㎡、
大字田井、□□□番7（田）□□□㎡
利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は
令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。

それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第5号を議題と致しますが、議事に入ります前に、梅田委員、木下委員、中江委員の入室をお願い致します。（梅田・木下・中江委員入室、着席）
それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第5号その他の1番畑作転換申請承認について説明致します。
番号1番、申請地、西三倉堂1丁目□□□番1(田)□□□□㎡
申請人、御所市、□□□□ 外4名、
場所は、片塩郵便局より□□に約□□□mのところであります。

以上、畑作転換申請の承認につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

農地部会長 それでは報告させていただきます。この案件につきましては、妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。

議長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。
(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。
それでは、議第5号、その他1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第5号その他の1番畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議第5号その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第5号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。
本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。
番号1番、買取り申出の農地、大字有井□□□番1(田)□□□㎡、
大字市場□□□番1(田)□□□㎡、
大字市場□□□番2(田)□□□㎡、
申出者、大字有井、□□□□□、買い取り申出事由の生じた者、大字有井、□□□□、
買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、その他申請書類等は、具備致しております。
本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和2年4月24日に事実確認調査を致しております。
本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていた事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは農地が耕作出来る状況である事の確認、さらに担当委員の奥本・藤岡委員への照会により、以前は本人が農業に従事していたことを確認致しております。
以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問等ないようですので採決致します。
それでは、議第5号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議第5号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に、議第5号、その他の3番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第5号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について説明致します。
番号1番、解約する農地、大字池田□□番(田) □□□□㎡、借受人、大字野口、□□□□、貸出人、大阪市城東区、□□□□、借受人の親族に売却するためでございます。以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問等ないようですので採決致します。
それでは、議第5号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議第5号、その他の3番については、事務局処理に決定致します。次に議第5号、その他の4番について、報告第1号と報告第2号をあわせて議題と致します。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第5号その他の4番、専決処分報告について報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件と報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について、あわせて説明致します。
本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和2年3月26日から令和2年4月24日までの届出分でございます。
報告第1号 第4条届出 番号1番、転用届出地、西三倉堂1丁目□□□番1
(田) □□□□㎡、届出人、永和町、□□□□
売買による所有権移転で露天駐車場への転用届出であります。
令和2年3月31日に確認委員の今村会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、専決処理を行ったものでございます。
報告第2号 第5条届出 番号1番、
転用届出地、大字市場□□□番1 (田) □□□㎡
大字市場□□□番2 (田) □□□㎡、あわせて□□□□㎡
譲受人、三重県伊賀市、□□□□、
譲渡人、大字市場、□□□□ 持分1/2、愛知県西尾市、□□□□
転用目的は、共同住宅で売買による所有権移転でございます。令和2年4月3日に確認委員の藤岡委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。
報告第2号 第5条届出 番号2番、
転用届出地、大字大中□□番 (田) □□□㎡
譲受人、大字秋吉、□□□□□□、譲渡人、大字大中、□□□□□□

